

平成23年12月22日

学 生 各 位

学 務 部 学 生 支 援 課

学資負担者死亡又は風水害等の災害を受けた場合の 授業料免除等の出願について

授業料の納期前6ヶ月以内又は納期中（前期分は4月，後期分は10月）に学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け，納付が著しく困難であると認められる場合には，授業料の免除及び徴収猶予の出願をすることができます。

免除又は徴収猶予を希望する者は，下記のとおり手続きを行ってください。

記

出 願 手 順

経済的理由による出願と同じ手順ですが，手続期限は以下のとおりとします。

- ・ 前期分 平成24年4月27日（金）までにエントリー（申込）を済ませ，願書を受領してください。授業料免除・徴収猶予願等必要書類一式の提出は，経済的理由による出願と同様の6月中旬です。
- ・ 後期分 あらかじめ願書を受領の上，平成24年10月31日（水）までに授業料免除・徴収猶予願等必要書類一式を提出してください。

手 続 場 所

経済的理由による出願と手続場所は同じです。

なお，旭町地区学生で，経済的理由による出願の手続期限後に手続きを行う場合は，事前に電話で学生支援課奨学支援係に申し出てください。

問合せ先：学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟1階1番窓口）

電話 025 - 262 - 6089